

# 第1章 基本理念

本市のこれまでの取り組みを踏まえ、障害の有無に関わらず、すべての市民が住み慣れた地域で共にいきいきと暮らしていくことのできる「地域共生社会」の構築に向けて、本計画の基本理念を以下のように定めます。

この基本理念は、「三豊市障害者計画(第4期)」に掲げた基本理念を継承するものであると同時に、「第3期三豊市地域福祉計画」に掲げる計画の基本理念「支え愛、助け愛、みんなで育む心豊かな福祉のまち 三豊」の実現に向けて障害者福祉の観点からアプローチするものでもあります。

#### ■基本理念■

地域におけるバリア(障壁)を取り除き、障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を 尊重し合いながら、共生する社会の実現をめざします。

# 第2章 基本方針と施策体系

本計画の基本理念の実現に向けて、本市では以下のように基本方針を定め、各施策・ 事業を推進します。

# 基本方針1 生活支援の充実

障害のある人への施策を推進していくうえで、相談支援体制の充実は不可欠です。それぞれの状況に応じた生活を送るうえで必要な支援を本人が主体的に選択できるよう、サービスの質と量を確保しておく必要があります。住み慣れた地域で可能な限り自立して暮らし続けることができるよう、障害のある人の生活を支える各種サービスの確保・社会資源の充実を図ります。

また、障害のある人やその保護者が日常生活や地域での困り事や、悩み事を気軽に相談できる環境づくりに努め、地域の相談員、関係機関が連携し地域におけるネットワークの強化を図ります。

また、地域移行者等に関する居場所やピアサポート体制の整備を図ることにより、さらなる地域移行、地域定着を推進していきます。

### 基本方針2 保健・医療サービスの充実

核家族化や介助者の高齢化、あるいは障害のある人自身の高齢化や障害の重度化などが今後進行していくことが予想されます。障害の重度化の緩和や生活習慣病の予防などは、自立した生活を送るうえで今後ますます重要な取り組みとなります。ライフステージに応じた心身の健康づくりを支援するとともに、市民一人ひとりが自らの健康について考え、行動に移すことができるよう、取り組んでいきます。

## 基本方針3 教育・療育の充実

発達に不安を抱える子どもは全国的に増加傾向にあります。発達障害の診断基準の変更や発達障害の概念が広く知られるようになったことも要因の1つとされていますが、一人ひとり異なる発達の課題にきめ細かく対応できるような支援が必要とされています。三豊市障害福祉に関するアンケート結果では、教育・療育機関で充実してほしいこととして「就学や進路などの相談体制の充実」や「子どもの能力や障害の状態に適した指導」、「放課後や長期休暇中に過ごせる場所の充実」などが上位となっています。発達に不安を抱える子どもやその保護者の困り事を把握しながら、それぞれに合った支援を受けられるような教育・療育環境はもちろんのこと、保護者の不安の解消も進めていく必要があります。

三豊市子育て世代包括支援センター「なないろ」では、妊娠期から 18 歳になるまでの子どもとその保護者に寄り添い、学校等所属機関と連携し、困り感の早期発見と早期対応に努め、切れ目のない支援を行っていきます。

「地域共生社会」の実現のためには、障害そのものや障害のある人に対する理解が必要であり、啓発を今後も進めていく必要があります。障害の有無に関わらず、すべての子どもが共に学ぶインクルーシブ教育の推進を今後も進めていきます。また、子どもに限らず、すべての市民が生涯を通じて学ぶことのできる場として文化芸術活動やスポーツ活動への支援を行い、多くの人が交流できる場の創出に努めます。

# 基本方針4 雇用・就労支援の充実

三豊市障害福祉に関するアンケート結果では、今後収入を得る仕事をしたいかについては、「すでにしている」、「したいと思う」と回答した人は共に3割前後となっています。また、障害のある人が働くために大切な環境整備として「職場の障害者理解」が第1位となっています。団体及び事業所等調査でも「障害者雇用は進んでいる・改善している」という意見が寄せられている一方で、「職場定着に課題がある」などの意見もあり、個人によって異なる障害やその程度、特性に応じた就労環境の整備については、事業所等の協力も得ながら、それぞれに応じた支援が求められます。

就労は社会的・経済的自立を促すほかに、社会参加や生きがいづくりの機能を有しています。障害があってもその特性や能力を生かして社会に参画していくことができるよう、雇用機会の提供と創出に努めます。

### 基本方針5 生活・活動の場の充実

障害のある人が地域で生活するためには、地域で安心して生活できる住まいが必要です。三豊市障害福祉に関するアンケート結果では、希望する今後の暮らし方として「家族と自宅で暮らしたい」が6割強、「一人で自宅で暮らしたい」が1割強を占めており、大半の人が住み慣れた地域での生活を希望しています。

障害のある人が希望する暮らし方ができるよう、グループホームの整備や住宅改修を支援するとともに、生活するうえで欠かせない外出への支援を行っていきます。また、施設や設備等ハード面のバリアフリーを推進し、障害のある人が生活しやすい環境づくりを行います。

### 基本方針6 安全・安心の確保

日常から非常時まで、安全・安心な暮らしを守ることは、地域移行を進めていくうえで大切な要素となっています。三豊市障害福祉に関するアンケート結果では、災害時に困ることとして「避難場所の設備や生活環境が不安」や「投薬や治療が受けられない」が上位となっており、避難生活に対する不安が大きいことがうかがえます。

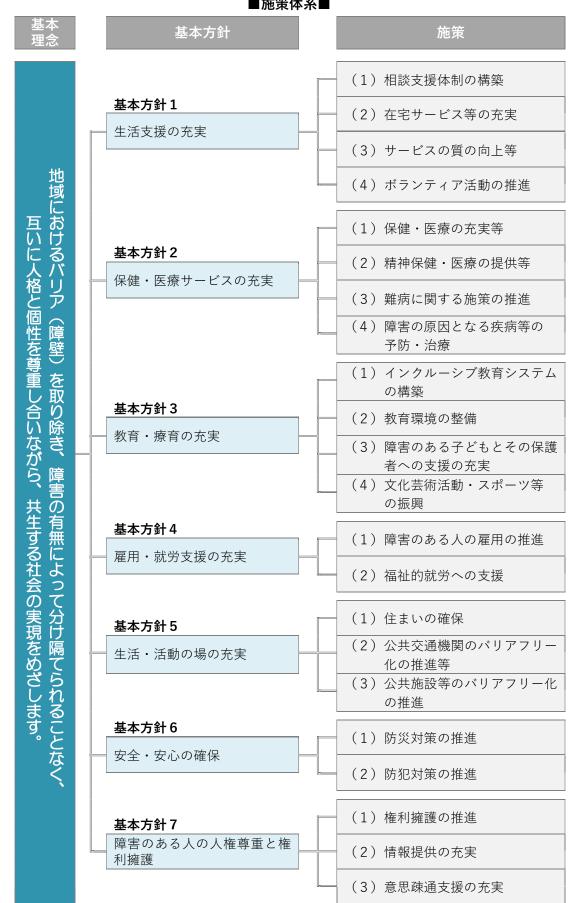
障害のある人が災害や犯罪等から身を守るためには、周囲の人の支援が不可欠であり、 日頃からのコミュニケーションや災害時の支援、連絡体制を構築していきます。

## 基本方針7 障害のある人の人権尊重と権利擁護

三豊市障害福祉に関するアンケート結果では、差別や嫌な思いをする(した)ことがあるかについて「ある」または「少しある」と回答した人は4割強となっています。

障害者差別解消法が平成 28 年4月に施行されましたが、普及啓発が十分とはいえず、依然として法律が知れわたっていない状況であることから、今後も障害のある人への「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」について関係機関への周知・啓発に努めます。また、点字や音声、手話等による情報提供などの情報面でのバリアフリーを推進し、障害のある人の情報取得、コミュニケーションの支援を行います。

#### ■施策体系■



# 第3章 施策の展開

## 基本方針1 生活支援の充実

### (1) 相談支援体制の構築

障害のある人やその家族などの生活課題や福祉に関する様々なニーズを把握し、必要な支援を行うため、相談支援専門員、地域の相談員、社会福祉法人等と協力しながら相談支援体制を構築します。

### ■主な施策■

| No. | 取り組み                    | 内容  | 担当課等 |
|-----|-------------------------|---|------|
| 1   | 相談支援事業の充実と<br>相談支援体制の連携 | 市の関係各課、相談支援事業所、地域の相談員、<br>県障害福祉相談所、児童相談所、保健所及び医療<br>機関等、関係機関との連携により、相談支援体制<br>の充実を図ります。                   | 福祉課  |
| 2   | 相談窓口の周知                 | 障害福祉サービス、差別や虐待、ひきこもり等<br>困り事を気軽に相談できるような体制を整える<br>とともに周知・広報に努めます。   | 福祉課  |
| 3   | 相談員の活用                  | 市が実施している各種相談、地域の身体・知的<br>障害者相談員、福祉関係相談支援機関の利用に向<br>けて情報提供の充実に努めます。<br>また、相談員研修会に積極的に参加し、相談事<br>業の向上に努めます。 | 福祉課  |

### (2) 在宅サービス等の充実

障害のある人が必要な支援を受けることができるよう、各種サービスの充実を図り、 できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるような環境づくりを進めます。 また、経済的負担を軽減することにより、自立した生活を支援します。

| No. | 取り組み         | 内容   | 担当課等 |
|-----|--------------|--|------|
| 1   | 在宅医療・介護の連携推進 | 医療・介護を必要とする在宅の障害のある人が<br>自分らしい暮らしを続けることができるよう、医<br>療と介護を一体的に受けることができるよう、支<br>援を行います。社会資源のリスト作成やその活<br>用、関係者間の連携をスムーズに行うための勉強<br>会を実施し、切れ目のないサービスの提供体制を<br>構築します。 | 福祉課  |

| No. | 取り組み       | 内容  | 担当課等 |
|-----|------------|---|------|
| 2   | 在宅サービスの充実  | 在宅の障害のある人やその家族が地域の中で安心して生活できるよう、入浴、排泄、食事の介助などを行う訪問系サービスの人員不足の解消等提供体制の充実を図ります。 家庭で入浴することが困難な重度身体障害者に対する訪問入浴サービス事業等の充実を図り、障害のある人やその家族の日常生活や社会生活を支援します。 特別支援学校の卒業者、施設退所者、病院から退院した人の障害特性や日中活動のニーズに対応できるよう、サービス供給基盤の整備・充実に努めます。  | 福祉課  |
| 3   | 施設サービスの充実  | 地域生活が困難な障害のある人が身近なところで必要なサービスが受けられるよう、支援を行います。一人でも多くの方が地域で生活ができるよう、関係機関と連携し、利用者の地域移行、就労定着を推進します。  | 福祉課  |
| 4   | 移動支援事業の充実  | 地域生活支援事業として実施する移動支援により、障害のある人の外出と社会参加を支援します。<br>障害のある人が運転する自動車の運転装置等を改造する費用の一部助成、運転免許取得に対する助成を行います。<br>公共交通機関やタクシーの運賃割引、有料道路や高速道路の通行料金の割引等について、関係機関と連携を図ります。  | 福祉課  |
| \$  | 日常生活用具の給付等 | 在宅の重度身体障害者(児)に日常生活用具を<br>給付または貸与することにより、日常生活の便宜<br>を図ります。<br>障害のある人の日常生活の利便性を向上させ<br>るため、ストーマ装具、携帯用会話補助装置、頭<br>部保護帽などの日常生活用具給付制度の周知を<br>図り、利用を促進します。<br>身体障害のある人が日常生活を送るうえで障<br>害を補うために必要な車いすや補聴器などの補<br>装具について、適切に購入費等を支給します。ま<br>た、補装具費支給制度の周知を図り、利用を促進<br>します。 | 福祉課  |
| 6   | 日中一時支援の充実  | 障害のある人の日中活動の場を確保し、介助者<br>の一時的な休息を目的として実施します。  | 福祉課  |

| No. | 取り組み                | 内容   | 担当課等  |
|-----|---------------------|--|-------|
| 7   | 地域生活移行支援の充実         | 就労移行支援や生活訓練により地域移行が可能となった場合の住まいを確保するため、共同生活援助 (グループホーム) 等の整備に向け協議を進めます。  | 福祉課   |
| 8   | 地域活動支援センターの<br>利用促進 | 地域生活支援事業として設置している地域活動支援センター(I型・II型・III型)の利用を促進するとともに、地域との連携を図ります。  | 福祉課   |
| 9   | リハビリテーションの<br>充実    | 脳卒中・機能障害等、各種医療が必要な障害のある人に対し、保健、医療、福祉の連携のもと、<br>退院直後から在宅保健福祉サービスを提供し、寝<br>たきりの防止を図ります。                              | 介護保険課 |
| 10  | 経済的な支援の充実           | 障害者年金など、各種の所得保障制度の周知を図り、対象者の受給を促進します。<br>所得税、市県民税、自動車税などの税の軽減制度やその他公共サービス事業者が実施する障害者へのサービスについて、関係機関との連携を図り周知に努めます。 | 福祉課   |

# (3) サービスの質の向上等

県が実施する研修会や自立支援協議会等において開催される研修会への参加など、各 サービス事業者、従事者が必要とするスキルの習得・向上を支援し、利用者がよりよい サービスを受けられるような環境づくりに努めます。

| No. | 取り組み                      | 内容   | 担当課等 |
|-----|---------------------------|--|------|
| 1   | 障害福祉サービス事業者<br>のスキル向上への支援 | 障害福祉サービスや相談支援の質の向上を図るため、障害福祉事業従事者に対し、香川県が実施する各種養成研修等の受講の促進を図ります。           | 福祉課  |
| 2   | 事業者に対する監督体制<br>の構築        | 事業者の提供するサービスの質向上のため、サービスに対し、専門的かつ客観的な評価を行う制度の設置を三観地域自立支援協議会において協議検討していきます。 | 福祉課  |

### (4) ボランティア活動の推進

障害のある人が地域で暮らしていくためには、公的なサービスのみでは不十分であり、 地域で共に暮らす人の支援が必要です。障害のある人を支えるボランティアの育成や活 用を図っていく必要があります。

また、障害の有無に関わらず、相互に助け合うことのできる「地域共生社会」の実現 に向けた取り組みを進めます。「支える側」、「支えられる側」という立場を超えた相互の 助け合いを促進します。

| No. | 取り組み                  | 内容  | 担当課等       |
|-----|-----------------------|---|------------|
| 1   | 交流学習の推進               | 家庭、学校、職域、地域の連携を図りながら、<br>体験学習やイベントを開催するなど、福祉意識の<br>啓発に努めます。実践活動の場の提供を検討し、<br>受け入れ先である施設等への協力を求めていき<br>ます。 | 福祉課社会福祉協議会 |
| 2   | ボランティアセンター<br>機能の充実   | 学生の社会福祉施設等におけるボランティア<br>活動を奨励し、障害のある人との交流の促進を図<br>ります。ボランティアセンターの周知を進めま<br>す。                             | 福祉課社会福祉協議会 |
| 3   | ボランティアの養成支援           | ボランティア活動に必要な知識、技術等に関する研修の拡充に努めます。<br>ボランティア保険への加入促進、企業のボランティア休暇の普及等、ボランティア活動の活発化を図ります。                    | 福祉課社会福祉協議会 |
| 4   | ボランティアの活用促進           | 地域のボランティア活動の相談窓口、NPO 等の活動推進団体等に対し、専門的な情報提供を行います。  | 福祉課社会福祉協議会 |
| 5   | 障害のある人のボランティア活動への参加促進 | 障害のある人自身によるボランティア活動を<br>支援し、社会参加を促進します。   | 福祉課        |

# 基本方針2 保健・医療サービスの充実

### (1) 保健・医療の充実等

障害は、早期発見とその後の適切な支援によって、障害の程度の軽減が期待できます。 定期的な健康診査等を通じて発達状態を確認するとともに、障害の早期発見に努めます。 また、障害のある人の医療費の負担軽減等、保健・医療サービスの充実を図ります。

| No. | 取り組み                | 内容   | 担当課等   |
|-----|---------------------|--|--------|
| 1   | 母子保健の充実             | 母親学級、育児学級の充実を図り、障害の発生<br>の予防についての知識の普及に努めます。   | 子育て支援課 |
| 2   | 健康診査等の充実            | 子どもが健やかに成長できる環境づくりのために、健康診査や健康教育・相談体制を充実させるとともに、周産期医療体制の整備充実を図ります。                                     | 子育て支援課 |
| 3   | 障害の早期発見             | 運動機能障害や知的障害、発達障害のある子どもの早期発見、障害の進行を未然に防止するため、行政と医療機関等との連携による障害のある子どものフォローアップ体制の充実を図ります。                 | 子育て支援課 |
| 4   | 交流の場の提供             | 地域子育て支援センター等において、保護者等<br>と近隣の人々との子育てに関する情報交換や経<br>験交流、仲間づくりなどの支援体制を整備し、家<br>庭や地域における療育の充実を図ります。        | 子育て支援課 |
| (5) | 医療費の負担軽減            | 重度心身障害者医療費支給事業及びひとり親<br>家庭等医療費支給事業などにより、医療費の負担<br>軽減を図ります。   | 健康課    |
| 6   | 保健・医療サービスの<br>充実    | 人工透析を要する慢性腎不全、精神疾患、難治性疾患など障害に対する継続的な医療が必要な障害のある人に対して、身近な医療機関等における医療の提供、医学的相談体制の整備など、保健・医療サービスの充実を図ります。 | 福祉課    |
| 7   | 介護保険サービスへの<br>円滑な移行 | 介護保険サービスとの連携を図り、利用者のニーズに応えられるよう、適切なサービスの提供・<br>移行に努めます。  | 福祉課    |

### (2)精神保健・医療の提供等

現代社会において、人は様々なストレスにさらされるようになっています。慢性的なストレスを抱えた状態にある人は心身の健康を損なう可能性もあり、これまで以上に日頃のストレスへの対処やストレスを抱えた人への適切な支援が社会的な課題となっています。こころの健康を保つため、こころの病気に関する知識の普及啓発を図り、障害の発生を防ぎます。

精神障害のある人の障害の程度を軽減し、自立した日常生活・社会生活が送れるよう、自立支援医療の給付や相談支援事業を実施します。

| No. | 取り組み             | 内容   | 担当課等   |
|-----|------------------|--|--------|
| 1   | 健康診査等の充実         | 心身の発達が遅れている可能性のある乳幼児<br>に対し、精密検査を実施し、早期療養に努めます。  | 子育て支援課 |
| 2   | 啓発事業の推進          | 保護者等が家庭・地域における療育の大切さに<br>ついて認識を高めることができるよう、学習の機<br>会や子育てに関する情報提供を行います。   | 子育て支援課 |
| 3   | こころの健康づくり        | 社会生活環境の変化に伴うストレスの増大に伴い、神経症、うつ病等の精神障害が増加傾向にあることから、精神保健知識の普及啓発やこころの健康相談等を通じた相談の充実に努めます。<br>「三豊市自殺対策計画」等と連携し、自殺の大きな要因の1つとされるうつ病等の発生予防に努めます。 | 福祉課    |
| 4   | 自立支援医療の給付        | 自立支援医療費制度により、通院患者の自己負担の軽減を図り、精神疾患にかかる通院医療を促進します。   | 福祉課    |
| (5) | 地域移行・地域定着の<br>推進 | 精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、保健、福祉、介護、社会参加(就労)、地域での助け合い、教育が確保された地域を目指し、地域移行・地域定着を推進します。                                   | 福祉課    |
| 6   | 相談支援事業の実施        | 精神障害のある人及びその家族のニーズに対<br>応した多様な相談体制の構築を図ります。  | 福祉課    |

### (3) 難病に関する施策の推進

「難病」は発病の機構が明らかではなく、治療方法が確立していない疾病のことです。 治療が長期にわたり、介護を必要とするケースもあります。当事者本人だけではなく、 介護する家族の経済的負担や精神的負担が大きいため、社会的な支援が必要です。

県や医療機関等と連携し、地域で適切な支援を受けられる体制づくりを進めるととも に、必要な相談支援、在宅サービスを充実させていきます。

#### ■主な施策■

| No. | 取り組み        | 内容   | 担当課等 |
|-----|-------------|--|------|
| 1   | 専門的な支援体制の充実 | 難病患者及びその家族の療養または生活の悩み、不安等の解消を図るため、県や保健所との連携を図り、難病に関する専門的な相談支援体制の充実に努めます。 | 福祉課  |

### (4) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

心身の健康は、いきいきとした人生を送るための重要な要素です。普段の生活習慣の 改善や健康づくりに対する支援を通して、障害の原因となる疾病を予防するとともに、 生活の質の向上を図ります。

| No. | 取り組み                  | 内容  | 担当課等 |
|-----|-----------------------|---|------|
| 1   | 生活習慣病の予防と<br>重症化防止    | 特定保健指導や保健指導、健康教育の実施を通<br>じて中途視覚障害の主な原因となる糖尿病の予<br>防、重度化防止を図ります。   | 健康課  |
| 2   | 若年層への健康づくりの<br>普及     | 健康的な生活スタイルの確立を目指して、若年<br>健診の実施や子育て世代が集まるイベントでの<br>骨密度測定やストレスチェック、生活習慣病予防<br>に関する普及啓発を行い、若い世代からの健康づ<br>くりを支援します。 | 健康課  |
| 3   | 健康増進計画や食育推進<br>計画との連携 | 三豊市健康増進計画や食育推進計画と連携を<br>図り、市民の健康づくりを支援します。  | 健康課  |

# 基本方針3 教育・療育の充実

### (1) インクルーシブ教育システムの構築

障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が共に学ぶ「インクルーシブ教育」は、 誰もが相互に人格と個性を認め合う「共生社会」の構築において重要な役割を果たすと されています。一人ひとりの特性や状況に応じた適切な支援を受けながら教育を受けら れるよう、関係機関との情報共有を図るとともに、教員等に対する定期的な指導力の向 上、理解の促進を図ります。

| No. | 取り組み                    | 内容  | 担当課等                      |
|-----|-------------------------|---|---------------------------|
| 1   | 多様な学びの場の充実              | 障害のある児童・生徒が必要な支援を受け、障害のない児童・生徒と同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、自立と社会参加を見据えて、的確な指導を提供できるよう、小・中学校における通常学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」の充実を図ります。  | 学校教育課                     |
| 2   | 一貫した指導支援の推進             | 教育・医療・保健・福祉等との連携のもと、乳<br>幼児期を含め早期からの教育相談・就学相談の実<br>施を推進します。<br>乳幼児期から成人になるまでの一貫した指導・<br>支援ができるよう、成長記録や指導内容等に関す<br>る情報を保護者の理解を得て、関係機関で共有<br>し、教育・医療・保健・福祉等との連携のもと、<br>個別の教育支援計画の策定・活用を推進します。 | 学校教育課<br>保育幼稚園課<br>子育て支援課 |
| 3   | 適切な就学指導                 | 就学指導に関する説明会や就学指導の検査に<br>関する講習会を年1回実施し、児童生徒の障害の<br>程度、適応の状況等に応じた就学指導と適切な判<br>断ができるよう、支援を行います。また、校長会<br>等を通じて周知を行います。   | 学校教育課                     |
| 4   | 専門機関等との幅広い<br>ネットワークの確立 | 関係機関との情報共有やケース会議等の開催などを通じて、障害のある子どもや保護者に対する乳幼児期からの一貫した相談支援体制の充実を図ります。   | 子育て支援課<br>福祉課             |

### (2)教育環境の整備

障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び、育つためには教育環境の整備が不可欠です。それぞれの子どもの教育的ニーズに応じた教材等の整備を進めていきます。 また、教職員の障害に対する理解を深めるとともに、指導力を向上させていくことが必要です。ハード、ソフト両面からの教育環境の整備を進めていく必要があります。

さらに、学校施設は災害等の非常時においては避難所としての機能を有することもあるため、優先的なバリアフリー化を図ることが求められます。

#### ■主な施策■

| No. | 取り組み             | 内容   | 担当課等  |
|-----|------------------|--|-------|
| 1   | 教職員研修の充実         | 特別支援教育に関する教職員の専門性の確保、<br>指導力の向上を図るため、県等と連携して小・中<br>学校等の教員への研修を実施します。 | 学校教育課 |
| 2   | 機材機器の整備・充実       | 障害のある児童・生徒のそれぞれの教育的ニーズに応じた教科書等の教材を提供するとともに、デジタル教材・設備等の整備を進めます。       | 学校教育課 |
| 3   | 学校施設のバリアフリー化     | 災害発生時における利用や学校の統廃合も想<br>定しつつ、学校施設のバリアフリー化を推進しま<br>す。                 | 教育総務課 |
| 4   | 指導方法に関する調査<br>研究 | 各学校の特別支援コーディネーターを中心に、<br>障害のある児童・生徒に対する指導方法に関する<br>研修の充実を図ります。       | 学校教育課 |

### (3) 障害のある子どもとその保護者への支援の充実

発達に不安のある児童の早期発見・早期対応に努めます。

また、障害のある児童が適切なサービスを受けられる体制を強化し、社会的な自立を 促すとともに、保護者への支援にも努めていきます。

| No. | 取り組み                      | 内容  | 担当課等          |
|-----|---------------------------|---|---------------|
| 1   | 障害のある子どもを支援<br>する体制の構築・強化 | 相談支援専門員、県・市の関係機関、福祉サービス事業所、学校等が連携を図り、利用者が希望するサービスが受けられるよう支援体制を構築します。  医療的ケアを必要とする障害のある子どもが必要な支援を受けられるような体制を構築します。  また、児童発達支援センターの設置と障害のある子どもの療育、相談窓口の充実等支援体制の向上に努めます。 | 福祉課<br>子育て支援課 |

| No.      | 取り組み                    | 内容  | 担当課等                      |
|----------|-------------------------|---|---------------------------|
| 2        | 障害児福祉サービスに<br>よる支援      | 身体障害のある児童、知的障害のある児童または精神障害のある児童(発達障害のある子ども及び児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童)に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、児童発達支援、放課後等デイサービス等のサービスを提供します。                           | 福祉課                       |
| 3        | 乳幼児健診                   | 子どもの発育や発達を節目の年齢で確認し、支援が必要と判断される子どもには病院や専門機関を紹介するほか、相談、家庭訪問などを行い、子どもの健やかな成長を支援するとともに、保護者の不安軽減を図ります。  | 子育て支援課                    |
| 4        | 障害児教育の充実                | 保育施設・幼稚園等、小・中学校で特別な支援が必要な乳幼児・児童・生徒には、支援のための職員を加配するきめ細かな教育・保育を実施します。<br>また、研修等の専門的な知識を得る機会を増やし、より適切な支援ができるよう推進していきます。  | 子育て支援課<br>保育幼稚園課<br>学校教育課 |
| <b>⑤</b> | 特別児童扶養手当支給<br>事業        | 精神または身体に障害のある子どもを養育す<br>る父母等に対し、手当を支給します。   | 福祉課                       |
| 6        | 発達障害のある子どもへ<br>の支援の連携強化 | 発達障害の早期発見や継続的な相談等の適切な支援を行えるよう、三豊市発達障害等支援連携会議を設置し、関係機関との緊密な連携及び支援体制づくりを推進します。 また、発達障害のある子どもが、保育施設・幼稚園等から小学校、特別支援学校へ就学する際に、家庭、保育施設・幼稚園等、小学校間が連携し、安心して円滑に義務教育に移行できるよう取り組みます。 | 子育て支援課<br>福祉課<br>学校教育課    |

# (4) 文化芸術活動・スポーツ等の振興

文化芸術活動やスポーツ活動は、あらゆる市民にとって生きがいづくりの1つであるとともに、社会参加の手段の1つとなっています。障害の有無に関わらず、あらゆる市民が参加しやすい施設や設備を整えていくとともに、各種文化活動・スポーツ活動に対して支援していきます。

| No. | 取り組み                  | 内容  | 担当課等         |
|-----|-----------------------|---|--------------|
| 1   | 図書館の整備・改修             | 各町に設置されている図書館の設備改修を随時進めます。図書館基本計画に基づいてハード・ソフト両面からの整備を進めていきます。   | 生涯学習課        |
| 2   | 文化施設・スポーツ施設<br>の整備・改修 | 耐震化工事等に合わせてトイレの洋式化やスロープ設置を行い、障害のある人が利用しやすい<br>施設とします。   | 生涯学習課スポーツ振興課 |
| 3   | 社会参加の促進               | 障害のある人の自主的な社会参加活動や相互<br>交流を支援し、自立意欲を高める活動の推進に努<br>めます。  | 福祉課          |
| 4   | スポーツ活動への支援            | 県や三豊市が開催している障害のある人のスポーツ・レクリエーションイベントへの参加を促進します。 全国障害者スポーツ大会への選手派遣を県と連携して実施するとともに、世界レベルの大会で活躍できる選手の育成を支援します。 | 福祉課          |
| 5   | 文化施設・スポーツ施設<br>の利用促進  | 障害のある人の文化・芸術、スポーツなどの活動による自立支援及び社会参加促進のため、利用<br>負担の軽減を図ります。  | 関係各課         |

# 基本方針4 雇用・就労支援の充実

### (1) 障害のある人の雇用の推進

障害のある人の地域での就労の場の確保は、地域で自立した生活を送るための手段であると同時に、社会参加や生きがいづくりの役割を果たしています。また、障害者法定雇用率が見直されたことを踏まえ、地域の企業における障害のある人の雇用に向けて今後も働きかけていきます。

さらに、公共職業安定所や特別支援学校、企業、施設等とのネットワークを強化し、トライアル雇用、ジョブコーチなどの施策間の連携を図ることで、障害のある人の雇用を総合的に支援していきます。

| No. | 取り組み       | 内容   | 担当課等 |
|-----|------------|--|------|
| 1   | 企業への啓発     | 関係機関と連携し、障害者雇用に関する優遇制度について、事業主への周知を図るとともに、法定雇用率を超えて障害のある人を雇用するなど、取り組みが熱心な事業所を優良事業所として認定します。障害のある人に対する虐待や障害を理由とした人権の侵害等について、相談業務の充実に努め、個々の能力に応じた働き方を支援できるよう企業等に対する周知・啓発に努めます。 | 人権課  |
| 2   | 就労支援の充実    | 障害者雇用の取り組みを支援するとともに、障害のある人本人の能力・特性に応じたさらなる職域の拡大に努めます。  | 福祉課  |
| 3   | 関係機関との連携強化 | 関係機関と連携し、トライアル雇用(一定期間の試行的雇用)、職場適応訓練等の活用、障害福祉サービス事業所における支援、特別支援学校の在学中から卒業後までを通じた支援等により、就労を総合的に支援します。  | 福祉課  |
| 4   | 一般就労への移行支援 | 福祉的就労から一般就労への移行を促進するため、関係機関と連携した職場適応援助者(ジョブコーチ)事業や障害者試行雇用(トライアル雇用)事業などの利用促進を図ります。  | 福祉課  |

### (2)福祉的就労への支援

一般就労が困難であっても、就労意欲の高い人に対しては、それぞれの特性や状況に 応じた働き方ができ、収入と生きがいを得られるよう、就労移行支援、就労継続支援等 を通じて働く場を提供します。

また、市では、障害者優先調達推進法に基づいて、障害者就労施設等が供給する物品、サービスの優先調達を行っています。

| No. | 取り組み                   | 内容  | 担当課等 |
|-----|------------------------|---|------|
| 1   | 福祉的就労の利用促進             | 関係機関と連携し、障害のある人の障害特性や<br>ニーズに対応した就労移行支援、就労継続支援が<br>受けられるよう努めます。         | 福祉課  |
| 2   | 農福連携等の効果的な<br>就労支援策の促進 | 農福連携のマッチング等、障害のある人が様々な業種、職種で活躍できるよう、香川県社会就労センター協議会等を通じて情報提供、作業の紹介を行います。 | 福祉課  |
| 3   | 授産品の販売支援               | 福祉サービス事業所等と連携を図り、イベント、催し物や市役所内における物品販売の支援に<br>努めます。                     | 福祉課  |
| 4   | 障害者優先調達推進法に<br>基づく取り組み | 障害者就労支援施設等からの物品及び役務の<br>調達を全庁的に推進し、障害者就労支援施設等で<br>働く障害のある人の自立の促進を図ります。  | 福祉課  |

# 基本方針5 生活・活動の場の充実

### (1)住まいの確保

生活の基本は住まいであり、地域移行を進めるためには、地域に障害のある人の生活 の場を確保することが不可欠です。住宅入居支援事業の充実を図るとともに、グループ ホームの整備について協議を進めていきます。

また、個人の住宅においては、重度身体障害者住宅改造助成事業及び日常生活用具給付等(住宅改修費)事業等を通じて、自立した生活を送れるよう、相談体制の充実を図ります。

| No. | 取り組み                | 内容  | 担当課等 |
|-----|---------------------|---|------|
| 1   | グループホームの整備<br>促進    | 就労移行支援や生活訓練等を通じて地域で生活ができるようになった人の住まいを確保するため、グループホーム整備の推進に努めます。                              | 福祉課  |
| 2   | 賃貸住宅等への入居支援         | 賃貸契約による一般住宅への入居にあたって、<br>保証人がいないなどの理由により、入居が困難な<br>障害のある人に対し、入居に必要な調整や家主等<br>への相談・助言等を行います。 | 福祉課  |
| 3   | 住宅改修への助成            | 障害のある人の居宅における円滑な生活動作<br>等を支援するため、小規模な住宅改修にかかる費<br>用の一部を助成します。                               | 福祉課  |
| 4   | 緊急時における受け入れ<br>先の確保 | 障害のある人とその介護者が安心して地域で<br>暮らすことができるよう、緊急時における受け入<br>れ先を確保します。                                 | 福祉課  |

### (2) 公共交通機関のバリアフリー化の推進等

障害のある人の社会参加には日常的な移動手段を確保しておく必要があります。関係機関とも連携して施設のバリアフリー化を推進し、障害のある人が快適に利用できる環境づくりを進めていきます。

また、障害のある人が安全に外出できるよう、道路や交通安全機器等の整備を進めていきます。同時に交通安全意識の向上を図り、あらゆる人が安心して出かけることのできるまちづくりを推進します。

| No. | 取り組み                  | 内容   | 担当課等                  |
|-----|-----------------------|--|-----------------------|
| 1   | 公共交通機関における<br>バリアフリー化 | 障害のある人が公共交通機関を利用しやすくなるよう、駅やその周辺施設等のバリアフリー化を推進します。また、継ぎ目のない移動手段の確保に努めます。  | 地域戦略課<br>福祉課<br>交通政策課 |
| 2   | 交通安全施設の整備             | 道路整備や交通安全機器の改良、案内板の設置について、関係各課からの意見を取り入れるとともに、音声・視覚両面からの整備を推進します。<br>利用者の多い交差点や学校周辺に設置される信号機に、障害特性に対応した整備を公安委員会と協議、検討していきます。 | 建設港湾課                 |
| 3   | 交通安全意識の高揚と<br>マナーの向上  | 交通教室等を通じて、お互いに助け合い譲り合う交通ルール遵守とマナー向上を図ります。<br>各団体による交通安全運動の積極的な推進を図ります。   | 総務課                   |

# (3) 公共施設等のバリアフリー化の推進

障害のある人が利用する施設や設備については、バリアフリー化を図っていきます。 ユニバーサルデザインの考え方や障害のある人の意見も取り入れながら、あらゆる人が 利用しやすい施設や設備への改修・整備を進めていきます。

| No. | 取り組み                   | 内容   | 担当課等     |
|-----|------------------------|--|----------|
| 1   | 公共施設・公共設備の<br>バリアフリー化  | 県や市が所管する施設、設備については、障害のある人が円滑に利用できるよう、配慮した整備を行います。  | 管財課      |
| 2   | 選挙時における投票しや<br>すい環境づくり | 投票所にスロープや車いす等を設置するなど<br>により、障害のある人に配慮した投票環境の向上<br>や投票機会の確保に努めます。   | 選挙管理委員会  |
| 3   | 安全な道路交通環境の<br>創出       | 道路の新設や改良の際には、歩道の幅員確保や<br>段差の切り下げ、視覚障害者誘導用ブロック、音<br>声案内設備や案内標識の効果的な設置を行うな<br>ど、障害のある人にやさしい通行空間の確保に努<br>めます。<br>公道の店舗商品・看板、自転車、自動車など、<br>安全な歩行を阻害する障害物の除去・撤去指導を<br>行います。 | 建設港湾課福祉課 |
| 4   | バリアフリー化に関する<br>意識の向上   | 「バリアフリー法」及び「香川県福祉のまちづくり条例」に基づき、地域の状況に応じた取り組みを促すことにより、バリアフリー化を促進します。  障害者差別解消法に基づいて、ソフト・ハード 両面のバリアフリー化を推進します。   | 建築住宅課福祉課 |

# 基本方針6 安全・安心の確保

### (1) 防災対策の推進

障害のある人は、災害等の非常時においては、自力で避難をすることが困難なため、 周囲の人による支援が不可欠です。三豊市障害福祉に関するアンケート調査でもうかが えるように、本市では特に避難生活への不安が大きくなっています。地域の人の支援を 受けながら、迅速な避難ができるよう、普段からの体制づくりを進めていくとともに、 福祉避難所の確保や安心して避難生活を送ることのできる避難所設備の整備等を進めて いきます。

また、まるみちゃん安心キット(緊急情報キット)の周知を図り、緊急時に迅速な対応が取れるよう、設置を進めていきます。

| No.      | 取り組み                       | 内容   | 担当課等         |
|----------|----------------------------|--|--------------|
| 1        | 防災対策の充実                    | 防災情報や防災知識の普及・啓発を図るとともに、一般市民に対して障害のある人への援助に関する知識の普及に努めます。また、防災訓練、防災教育の実施に努めるとともに、障害のある人の積極的参加を促します。 | 危機管理課<br>福祉課 |
| 2        | 避難行動要支援者名簿の<br>整備推進        | 災害時における救助・安否確認などの初動体制<br>の確立に向けて、防災ネットワークの構築を図る<br>とともに、避難行動要支援者名簿の整備を推進し<br>ます。                   | 危機管理課<br>福祉課 |
| 3        | 自主防災組織等の育成                 | 災害時に地域や隣近所で助け合うことができるよう、自主防災組織や防災ボランティア、防災<br>士の育成を図ります。   | 危機管理課        |
| 4        | 災害時の情報連絡体制の<br>確保          | 災害時の避難所等の防災拠点においても必要<br>な情報が手に入るよう、情報連絡体制の確保を図<br>ります。   | 危機管理課<br>福祉課 |
| <b>⑤</b> | 避難所のバリアフリー化<br>と感染症予防対策の推進 | 指定避難所のバリアフリー化を推進します。また、民間の指定避難所に対し、バリアフリー化の協力を求めていきます。<br>避難所における、感染症の予防にも努めます。                    | 危機管理課        |
| 6        | 福祉避難所の確保                   | 市内の老人保健施設、障害者支援施設と協定を<br>結び、福祉避難所を確保します。<br>福祉避難所の運営マニュアル等を整備します。                                  | 福祉課          |
| 7        | まるみちゃん安心キット<br>の周知・設置の拡大   | 社会福祉協議会が取り組んでいる「まるみちゃん安心キット(緊急情報キット)」の周知を図り、<br>緊急時に迅速な救急活動が行えるよう設置を進めます。                          | 社会福祉協議会      |

# (2) 防犯対策の推進

地域で暮らす障害のある人の安心な生活を創出するため、地域で見守る体制を構築し、 各関係機関との連携を深めていきます。

| No. | 取り組み       | 内容   | 担当課等    |
|-----|------------|--|---------|
| 1   | 見守りネットワークの | 地域で生活する障害のある人が安心して生活できるよう、地域において障害者を見守り、支援を行うネットワークの構築を図ります。社会福祉協議会との連携のもと、地域と専門機関をつなぐ仕組みづくりを進めます。 | 福祉課     |
|     | 構築         | 一般市民に対する福祉教育の場を設定します。  | 社会福祉協議会 |

# 基本方針7 障害のある人の人権尊重と権利擁護

### (1)権利擁護の推進

近年は高齢者などを標的とした消費者犯罪の発生が増えています。知的障害のある人 や精神障害のある人、認知症高齢者などの判断能力が十分でない人の財産の保護や権利 の擁護を図るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進を図ります。

また、虐待や差別等の発生を未然に防ぐとともに、実際に発生した場合には、迅速な対応に努めます。

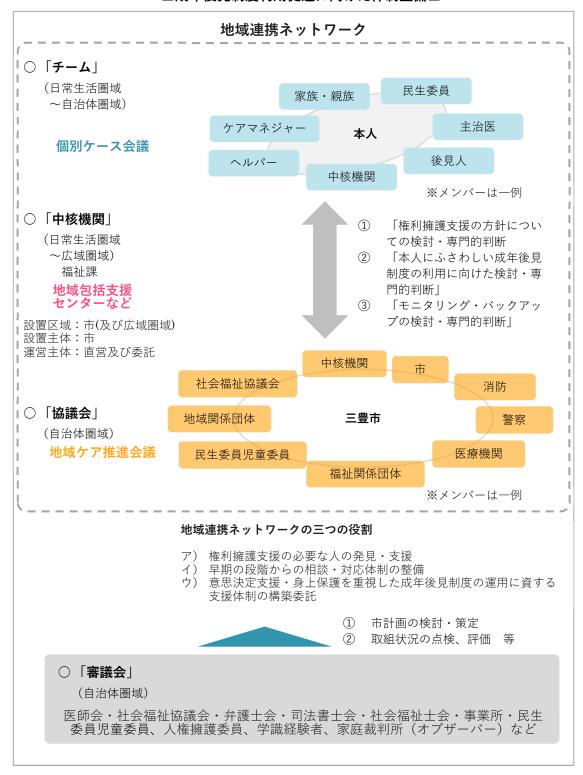
| No. | 取り組み           | 内容   | 担当課等                    |
|-----|----------------|--|-------------------------|
| 1   | 成年後見制度の利用促進    | 権利擁護に関する相談に応じるとともに、成年後見制度利用促進のため、県・市社協との連携により中核機関を設置し、福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)や成年後見制度について周知し、必要な方への利用支援を行います。 個別ケース会議及び地域ケア推進会議において成年後見制度利用促進につっクの推進を図ります。地域連携ネットワーク及び中核機関にお報機能、②相談機能、③成年後見人の育成ができるの機能等を3成年後見人の育成ができる体制を大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大 | 福祉課<br>介護保険課<br>社会福祉協議会 |
| 2   | 相談窓口の設置・<br>充実 | 民生委員・児童委員及び人権擁護委員等による相<br>談業務の充実に努めます。また、県障害者福祉相談<br>所等の相談事業の周知に努めます。  | 福祉課<br>社会福祉協議会<br>人権課   |

<sup>283</sup>ページ図表「成年後見制度利用促進に向けた体制整備」

| No.         | 取り組み                | 内容   | 担当課等       |
|-------------|---------------------|--|------------|
| 3           | 虐待や差別への対応           | 地域、家庭、施設などで発生する障害者虐待や差別等に対し、その防止や発見時における速やかな対応のため、障害福祉サービス事業所や関係機関との連携を図ります。   | 福祉課        |
| 4           | 苦情への対応              | 福祉サービス利用者と事業者の間で発生した苦情について、利用者の権利を擁護し、サービスを適切に利用できるよう支援します。苦情を受け付ける窓口の周知を図ります。 | 福祉課社会福祉協議会 |
| <b>(5</b> ) | 日常生活自立支援<br>事業の利用促進 | 福祉サービスの利用や日常における金銭管理など<br>を支援する日常生活自立支援事業の普及・啓発を図<br>ります。                      | 福祉課社会福祉協議会 |
| 6           | 障害者差別解消法の<br>周知徹底   | 障害者差別解消法の周知を図り、障害のある人に<br>対する差別の禁止と合理的配慮の提供について、普<br>及啓発に努めます。                 | 福祉課        |

本市では、障害のある人・高齢者の権利擁護を推進するため「三豊市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しており、下図のようなイメージで成年後見制度の利用を促進する体制整備を進めています。

#### ■成年後見制度利用促進に向けた体制整備■



### (2)情報提供の充実

障害のある人に対しては、各種福祉サービスや相談窓口など、福祉制度に対する正しい理解を得られるよう広報や窓口を通じて情報提供に努めます。

一般市民に対しては、障害や障害のある人に対する理解を深めるため、広報やホームページ等を通じてイベントや活動等の周知を図ります。

#### ■主な施策■

| No. | 取り組み               | 内容  | 担当課等 |
|-----|--------------------|---|------|
| 1   | 市民への啓発             | 障害者週間、精神保健普及運動月間や障害者雇<br>用支援月間等の諸行事、活動を充実させるととも<br>に、広報紙、ホームページ等への掲載を通じて啓<br>発に努めます。              | 福祉課  |
| 2   | 福祉サービスに関する<br>情報提供 | サービスの利用者がサービスへの正しい理解<br>を得られるよう、「福祉便覧」や「福祉のしおり」<br>を窓口で配布します。また、広報紙、ホームペー<br>ジ等を通じた積極的な情報提供に努めます。 | 福祉課  |
| 3   | 苦情解決体制の積極的な<br>周知  | 福祉サービスに関する苦情を受け付ける相談<br>窓口の周知を図り、利用者の福祉向上を図りま<br>す。   | 福祉課  |

#### (3) 意思疎通支援の充実

障害のある人もない人も自ら必要な情報にアクセスできるよう、点字や音声、多言語による情報の提供を図ります。また、手話通訳者や要約筆記者等の育成を図り、視覚や聴覚や音声・言語等に障害のある人のコミュニケーション支援を行います。

| No. | 取り組み              | 内容   | 担当課等 |
|-----|-------------------|--|------|
| 1   | 情報のバリアフリー化の<br>推進 | 「三豊市手話言語条例」と「障がいのある<br>人の情報保障及びコミュニケーション手段の<br>利用の促進に関する条例」について、広く市<br>民に周知を図ります。また、コミュニケーション支援者の養成、研修等を行います。<br>情報を点字版や音声版等障害者へ配慮した<br>形で提供するように努めます。 | 福祉課  |
| 2   | 手話の普及・通訳者の<br>増員  | 市のホームページ、手話動画、広報紙等により手話の普及啓発を行います。また、手話奉仕員の養成等手話を学ぶ機会を増やし、手話通訳者の増員に努めます。<br>地域生活支援事業で実施する手話通訳者・要約筆記者の設置・派遣を行います。                                       | 福祉課  |